

砂川市訓令第14号
令和8年4月1日

砂川市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市事務決裁規程の一部を改正する訓令

砂川市事務決裁規程（平成10年訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第4条関係）共通専決事案第3項及び第4項を次のように改める。

3 財務に関する事項（下水道事業会計に係るものを除く。）

項目	決裁責任者		
	課長	部長	副市長
(1) 歳入歳出予算（補正）見積書の作成		○	
(2) 歳入予算に定められた国又は道の補助金等の交付申請、請求書及び完了実績報告		○	
(3) 予算の流用	50万円未満	50万円以上	
(4) 予備費の充用		○	
(5) 支出負担行為の承認			
ア 報酬、燃料費、光熱水費、賄材料費、飼料費、医薬材料費、役務費、原材料費、償還金利息、割引料及び公課費	○		
イ 給料、手当、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金	総務課長		
ウ 用品の払出し	○		
エ 報償費	規則等で基準を定めているもの	左記以外のもの	
オ 旅費	普通旅費	課長補佐以下	課長 部長 国外出張
	特別旅費（研修）	課長補佐以下の道内研修（総務課長）	課長の道内研修（総務部長）
	費用弁償	会議並びにパートタイム会計年度任用職員の旅費及び通勤に係るもの	旅行（非常勤の特別職）
カ 消耗品費及び印刷製本費	50万円未満	50万円以上 150万円未満	150万円以上
キ 食糧費	配当予算	配当予算	配当予算

		1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上
		一般管理費 1万円未満 (市長公室課長)	一般管理費 1万円以上 5万円未満 (総務部長)	一般管理費 5万円以上 二次以降にわたるもの
ク	修繕料	100万円未満	100万円以上 700万円未満	700万円以上
ケ	委託料	経常費	100万円未満	100万円以上 700万円未満
		経常費以外	20万円未満	20万円以上 700万円未満
コ	使用料及び賃借料	80万円未満	80万円以上 500万円未満	500万円以上
サ	工事請負費	200万円未満	200万円以上 700万円未満	700万円以上 5,000万円未満
シ	公有財産購入費			○(重要なものを除く。)
ス	備品購入費	150万円未満	150万円以上 300万円未満	300万円以上
セ	負担金	会議出席負担金 団体負担金(既定のもの)	左記以外のもの	
ソ	補助金及び交付金		既定のもの	左記以外のもの (特に重要なものを除く。)
タ	扶助費	既定のもの	左記以外のもの	
チ	貸付金		既定のもの	左記以外のもの
ツ	補償補填金		100万円未満	100万円以上 500万円未満
テ	繰出金	政策調整課長		
ト	工事請負費等の前金払及び中間前金払(信用保証協会の保証付きのもの)	○		
(6)	市税及び税外収入の賦課(調定)	随時収入 (当初調定を除く。)	当初税外収入 (2,000万円未満)	当初税外収入 (2,000万円以上 5,000万円未満)

(7) 歳入の調定、支出命令及び戻入命令	○		
(8) 過誤納還付金の還付命令	○		
(9) 収入の減免の決定	基準の明確なもの	基準の明確でないもの又は異例なもの	
(10) 寄附の受理		20万円未満	20万円以上50万円未満
(11) 市が交付する補助金等の実績報告書の受理		○	
(12) 備品台帳の整理	○		
(13) 入札の執行		300万円未満の物品 (総務部長)	左記以外のもの
(14) 工事等の着手に伴う諸届の承認等	○		

4 下水道事業会計の財務に関する事項

項目	決裁責任者		
	課長	部長	副市長
(1) 当初(補正)予算見積要求書の作成		○	
(2) 歳入予算に定められた国又は道の補助金等の交付申請、請求書及び完了実績報告		○	
(3) 予算の流用	50万円未満	50万円以上	
(4) 予備費の充用		○	
(5) 支出負担行為の承認			
ア 報酬、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、動力費、薬品費、材料費、保険料、公課費、企業債利息、一時借入金利息、消費税及び地方消費税、雑費及び企業債償還金	○		
イ 給料、手当及び法定福利費	○		
ウ 報償費	規則等で基準を定めているもの	左記以外のもの	
エ 旅費	課長補佐以下	課長	部長
オ 被服費、備用品費及び印刷製本費	50万円未満	50万円以上 150万円未満	150万円以上

カ 食糧費		配当予算 1万円未満	配当予算 1万円以上 3万円未満	配当予算 3万円以上
キ 修繕費及び路面復旧費		100万円未満	100万円以上 700万円未満	700万円以上
ク 委託料	経常費	100万円未満	100万円以上 700万円未満	700万円以上
	経常費以外	20万円未満	20万円以上 700万円未満	700万円以上
ケ 使用料及び賃借料		80万円未満	80万円以上 500万円未満	500万円以上
コ 工事請負費		200万円未満	200万円以上 700万円未満	700万円以上 5,000万円未満
サ 有形固定資産購入費	備品購入費	150万円未満	150万円以上 300万円未満	300万円以上
	公有財産購入費			○（重要なものを除く。）
シ 無形固定資産購入費				○（重要なものを除く。）
ス 負担金		会議出席負担金 団体負担金（既定のもの）	左記以外のもの	
セ 補助金及び交付金			既定のもの	左記以外のもの （特に重要なものを除く。）
ソ 水洗便所改造資金貸付金			○	
タ 補償金			100万円未満	100万円以上 500万円未満
チ 過年度損益修正損		○		
ツ 賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額及び貸倒引当金繰入額		○		
テ 有形固定資産減価償却費及び無形固定資産減価償却費		○		
ト 固定資産除却費		○		
ナ その他特別損失		○		
(6) 分担金及び負担金の賦課（調			○	

定)			
(7) 収入の調定、支出命令及び戻入命令	○		
(8) 過誤納還付金の還付命令	○		
(9) 収入の減免の決定	基準の明確なもの	基準の明確でないもの又は異例なもの	
(10) 寄附の受理		20万円未満	20万円以上50万円未満
(11) 備品台帳の整理	○		
(12) 工事等の着手に伴う諸届の承認等	○		

別表第2（第4条関係）個別決裁事案総務部に関する事項の第4項中

「

(1) 電子計算組織の管理運用	○	
(2) デジタルトランスフォーメーションに係る情報の収集及び調査研究	調査推進	分析立案

」

を

「

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進	調査推進	分析立案
(2) 最新のデジタル技術に係る情報の収集及び調査研究	調査推進	分析立案

」

に改める。

別表第2（第4条関係）個別決裁事案経済部に関する事項の第2項中

「

(13) 北吉野コミュニティセンターの管理運営	実施	計画
-------------------------	----	----

」

を

「

(13) 北吉野コミュニティセンターの管理運営	実施	計画
(14) 緊急銃猟実施の委任	○	

」

に改める。

別表第3（第9条関係）節別合議・回示区分表を次のように改める。

節別合議・回示区分表

節	合議の範囲	合議者	合議する文書等				備考	
旅費	道外及び国外出張	区分	当該出張を要する文書				総務部長の合議は課長以上	
		総務課長	○					
		総務部長	○					
需用費	50万円以上の物品購入	区分	発議伺	契約締結決定伺	契約書	検査調書		
		政策調整課長	○		○	○		
		総務課長	○	○				
		総務部長	○		○			
		会計課長			○			
	100万円以上の修繕料	区分	発議伺	契約締結決定伺	契約書	検査調書		
		政策調整課長	○		○	○		
		総務課長	○	○				
		総務部長	○		○			
		会計課長			○			
委託料	經常費 100万円以上	区分	発議伺	契約締結決定伺	契約書	検査調書	総務部長の合議は200万円以上	
		政策調整課長	○		○	○		
		総務課長	○	○				
		総務部長	○		○			
		会計課長			○	○		
	經常費以外	20万円以上	区分	発議伺	契約締結決定伺	契約書	検査調書	
			政策調整課長	○		○	○	
			総務課長	○	○			
			総務部長	○		○		
			会計課長			○	○	
使用料及び賃借料	80万円以上	区分	発議伺	契約締結決定伺	契約書	検査調書		
		政策調整課長	○		○	○		
		総務課長	○	○				
		総務部長	○		○			
		会計課長			○	○		

工事請負費		区分	起工伺	契約締結 決定伺	契約書	検査調書	総務課長、総 務部長、会計 課長の合議は 200万円以上	
		政策調整課長	○		○	○		
		総務課長	○	○		○		
		総務部長	○		○			
		会計課長			○	○		
公有財産購 入費		区分	発議伺		契約書			
		政策調整課長	○		○			
		総務課長	○		○			
		総務部長	○		○			
		会計課長			○			
備品購入費	20万円以上	区分	発議伺	契約締結 決定伺	契約書	検査調書	総務部長の合 議は150万円以 上	
		政策調整課長	○		○	○		
		総務課長	○	○		○		
		総務部長	○		○			
		会計課長			○			
負担金補助 及び交付金	補助金及び交 付金	区分	交付決定書				総務部長の合 議は既定のも の以外	
		政策調整課長	○					
		総務部長	○					
		会計課長	○					
貸付金		区分	発議伺		契約書			
		政策調整課長	○		○			
		総務部長	○		○			
		会計課長			○			
補償補填及 び賠償金		区分	発議伺		契約書			
		政策調整課長	○		○			
		総務部長	○		○			
		会計課長			○			
投資及び出 資金		区分	発議伺					
		政策調整課長	○					
		会計課長	○					
積立金		区分	発議伺					
		会計課長	○					
寄附金		区分	発議伺					
		政策調整課長	○					

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。